

報道機関各位

青森県健康医療福祉部保健衛生課長

食中毒の発生について

1 概 要

- (1) 令和6年11月25日(月)午後2時30分頃、西北地域県民局地域健康福祉部保健総室(五所川原保健所)に管内住民から「家族1名が五所川原市内の飲食店を友人と2名で利用した後に、胃腸炎症状を呈して、管内の医療機関を受診した。」旨の連絡があった。
- (2) 同地域県民局の調査の結果、この2名は、11月19日(火)午後6時頃から2名で五所川原市内の飲食店を利用しており、2名とも11月22日(金)から腹痛、下痢、発熱等の症状を呈していたことが判明した。
- (3) 同地域県民局では、患者2名の便からカンピロバクター・ジェジュニが検出されたこと、患者の臨床症状がカンピロバクターによる食中毒の症状と一致していること、患者に共通する食品が当該施設が提供した食事に限られること及び医師から食中毒の届出があったことから、当該施設が提供した食事を原因とする食中毒と断定した。

2 発生年月日 令和6年11月22日(金)

3 喫食者数 不明

4 患者数 2名(受診者2名 入院なし) ※患者は快方に向かっている。

	計	20歳代
男	0 (0)	0 (0)
女	2 (2)	2 (2)
計	2 (2)	2 (2)

( ) 内に受診者数再掲

5 主な症状 腹痛、下痢、発熱

6 原因施設

- (1) 施設名 とりっぷ
- (2) 施設所在地 五所川原市字川端町368-7
- (3) 業 種 飲食店営業
- (4) 営 業 者 古川 竜太(こがわ りゅうた)

7 原因食品 令和6年11月19日(火)に当該施設が提供した食事

8 病因物質 カンピロバクター・ジェジュニ(検査機関:青森県衛生研究所)

9 行政対応 令和6年11月28日(木)、西北地域県民局は、食品衛生法に基づき当該施設の営業者に対し、令和6年11月28日(木)から令和6年12月4日(水)まで7日間の営業の停止を命じた。

報道機関用提供資料 発表No. 6-5	
担当課・担当者	保健衛生課 食品衛生グループ 担当者 横山副参事
電話番号	内線 6377/6379 直通 017-734-9214
報道監	健康医療福祉部 泉谷次長(内線6202)

<参考>

○患者の食事の内容

冷製ニラとろレバー、ささみチーズバジル串、アボカドバター醤油串、冷奴、飲み物

カンピロバクター食中毒は、近年、食中毒の原因として高い割合を占めています。主な原因食品又は感染源として、鶏肉や牛レバー等の食肉関連食品、または加熱不足や取扱い不備による二次汚染等が強く示唆されています。

○令和6年のカンピロバクター食中毒について

青森県内（青森市、八戸市を含む。）では、本年、飲食店を利用し、カンピロバクター食中毒が発生したケースが4件と例年に比べ多くなっています。

加熱不十分な鶏肉、鶏レバー又は牛レバーが関与したことが疑われています。

<特に県民の皆様への注意喚起をお願いします>

カンピロバクター食中毒予防のための注意点

- ①食肉（内臓を含む。）を調理する際は、中心部まで十分に加熱しましょう。
- ②調理された食肉（内臓を含む。）を食べる際に、生又は半生であると考えられる場合には、食べることを避けましょう。
- ③調理に使用したまな板などの調理器具や手指は、十分に洗浄消毒しましょう。

○本県での食中毒発生状況（青森市、八戸市を除く。）（令和6年11月28日現在）

	発生件数	患者数
令和 6年1月～令和 6年11月28日	5件	68名
令和 5年1月～令和 5年11月28日	4件	48名
令和 5年1月～令和 5年12月末日	5件	66名

本年の発生件数、患者数は、本事件を含む。

<本県でのカンピロバクター食中毒発生状況>

	事件数	患者数	(青森市発生状況)	(八戸市発生状況)
平成26年	3件	21名	(1件 12名)	
平成27年	2件	6名	(1件 3名)	
平成28年	3件	18名	(2件 18名)	
平成29年	2件	5名	(1件 8名)	(2件 11名)
平成30年	1件	2名		
平成31年	0件	0名		
令和 2年	1件	4名	(1件 6名)	
令和 3年	1件	3名		
令和 4年	1件	4名		(1件 2名)
令和 5年	1件	3名		
令和 6年	3件	8名	(1件 13名)	

※平成18年10月から青森市分、平成29年1月から八戸市分を別計上